

合同会社のメリット・デメリット

オフィス・アンヨネ

1. メリット

(1) 登録免許税 6 万円で設立可能

株式会社の場合、登録免許税（15 万円）と定款承認（5 万円）で、最低でも 20 万円もの費用が掛かりますが、合同会社は登録免許税が 6 万円と安価で、定款認証も不要なため低コストで設立できます。また登記に必要な書類も少ないため、速く簡単に設立できます。

なお、どちらの会社も定款に 4 万円の収入印紙を貼る必要がありますが、電子定款を作成することで、4 万円の収入印紙は貼る必要がなくなります。電子定款は、アンヨネでも対応できます。

(2) ランニングコストが安い

株式会社と違い決算公告義務がないため、官報掲載費 6 万円が掛かりません。

(3) 経営の自由度が高い

株主総会が必要でないことから、迅速かつ簡単に経営上の意思決定が行え、利益の配分も出資比率に関係なく社員間で自由に決めることができるなどの自由度が高い会社です。

(4) 節税メリットがある

税金は株式会社とまったく同じで、個人事業主よりも経費の範囲が広がります。具体的には、個人事業はプライベートと事業用を分ける必要のある携帯電話の通信料などは、法人名義ではすべて経費として認められます。

(5) 社債発行も可能

個人事業と違い社債を発行することもできるので、資金調達の手段が広がります。

(6) 有限責任である

株式会社での株主にあたる合同会社の社員は、自分が出資した範囲内での有限責任であるため、すべての責任を負う個人事業主と比較して有利です。

(7) 株式会社への変更も可能

事業の成長に合わせて簡単に株式会社に移行することもでき、その費用も 10 万円程度済みます。

2. デメリット

(1) 知名度が低い

合同会社は制度的にも新しく、株式会社と比べると知名度が低いことから、ネームバリューを求める会社としては不向きです。

(2) 社員同士の対立の危険性

出資比率に関係なく利益を配分できることから、利益配分で対立が起きやすい可能性があり、また社員が出資者と役員を兼ねているため問題解決が困難な可能性があります。

(3) 上場は不可

上場はできないので、上場を目標にする経営者は株式会社での設立が望ましいと考えます。

(4) 資金調達手段が少ない

株式会社のように株式を増資して資金を調達するといったことができないことから、投資家から資金調達を計画する場合も株式会社での設立が望ましいと考えます。

(5) 法人住民税の負担

法人を設立すると、決算が赤字でも法人住民税の均等割部分である、都道府県民税2万円、市町村民税5万円、合計7万円を納税する必要があります。

(6) 経理事務の負担

法人は経理処理が煩雑であるため、経理担当者を雇用するか、税理士事務所に会計処理を委託することが必要になります。

(7) 社会保険加入が必須

法人は社会保険加入が義務付けられるため、社会保険料の法人負担が発生します。